公安委告示

山口県地域防災計画の修正

教習指導員審査の実施 技能検定員審査の実施 Щ

П

障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定 (障害者支援課)

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (二件) (県民生活課)

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (二件) (商政課)........

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課).......

公金の収納の事務の委託 (医務保険課)......

目

次

4月18日 (金曜日)

平成 20 年 山口県告示第二百号 地方公営企業法 (昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、

包括外部監査契約の締結 (監査委員事務局)......... 県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正 (住宅課) (住宅課)......公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正 公金の収納の事務を次のとおり委託した。 委託に係る事務の範囲 委託に係る公金の種類 平成二十年四月十八日 山口県立こころの医療センター の診療料その他患者負担金

山口県知事

=

井

関

成

日の午前零時から午前八時三十分まで及び午後五時十五分から翌日の午前零時までに 定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日並びにこれらの日以外の おける一に掲げる公金の収納の事務 委託を受けた者の名称及び所在地 株式会社三宅商事 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規 山口市旭通り二丁目一番三四号

山口県告示第二百

. . 五

五

四

年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。 公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示 (平成九

平成二十年四月十八日

六六

周南都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)......

土地改良事業の工事の完了の届出 (農村整備課)...... 土地改良区役員の届出 (農村整備課)

基本測量の実施の終了 (監理課)

周南都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)......

|南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).........

周南都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課).......

山口県知事 井 関 成

 $\overline{\circ}$ 七 六 波県営住宅の項を削り、 の項中「○・八二」を「○・八六」に改め、同表安岡駅前県営住宅の項中「三号棟」を Y棟」に、「工棟まで」を「力棟まで、∞棟及び×棟」に改め、同表彦島角倉県営住宅 営住宅の項中「及び一四号棟から一七号棟まで」を「、一四号棟から一七号棟まで及び 九号棟」に、「E棟」を「F棟」に、「Y棟まで、オ棟及びカ棟」を「V棟まで及び 四号棟」に改め、同表大沢県営住宅の項中「八号棟」を「九号棟」に改め、同表西岐 表中村県営住宅の項中「G棟及びF棟」を「E棟からG棟まで」に改め、 同表中津江県営住宅の項中「D棟まで及びF棟から」を削り、 同表恋路県営住宅の項中「及びB棟」を「からC棟まで」に改 同表西浦県営住宅の 同表稗田県

報

묵

項を次のように改める。

西 浦 県 営 住 宅 一号棟から五号棟まで

「九号棟」を「一〇号棟」に改め、同表旭ケ丘県営住宅の項を次のように改める 表新庄北県営住宅の項中「から二三号棟まで」を削り、 同表来福台県営住宅の項中

ク E 導 信	當
G棟からⅠ棟まで	三号棟及び四号棟
0・七0	〇・八四

表周南県営住宅の項中「A棟」の下に「及びB棟」を加え、「B棟」を「C棟」 同表大内県営住宅の項中「三号棟まで」の下に「、五号棟」を加える。 に改

山口県告示第二百二号

を次のように改正する。 県営住宅の構造及び戸数に関する告示 (平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部

平成二十年四月十八日

П

Щ

山口県知事 井 関 成

四」を「三七」に改め、同表来福台県営住宅の項中「一八」を「三〇」に改め、同表旭 中津江県営住宅の項中「ハニ」を「一〇六」に改め、同表新庄北県営住宅の項中「五 表安岡駅前県営住宅の項中「一〇五」を「一四〇」に改め、 七」を「一一五」に、「五九五」を「五七五」に、「一〇五」を「一三四」に改め、 営住宅の項中「四六〇」を「四五〇」に改め、同表大内県営住宅の項中「六七」を「九 ケ丘県営住宅の項中「八八」を「二四」に、「六○」を「一○○」に改め、同表周南県 「六二」を「七九」に改め、同表恋路県営住宅の項中「三〇」を「四八」に改め、同表 一」に改める。 表中村県営住宅の項中「七一」を「八三」に改め、同表稗田県営住宅の項中「一四 同表大沢県営住宅の項中 同

山口県告示第二百三号

より、次のとおり包括外部監査契約を締結した。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の三十六第一項の規定に

平成二十年四月十八日

山口県知事 _ 井 関

成

包括外部監査契約の期間の始期

〇·九 一

平成二十年四月一日

- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

Ξ

周南市代々木通二丁目二二番地

各月ごとの概算払 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

兀



(一六六)特定非営利活動法人の設立の認証の申請

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

覧に供します。 二十六日までの間、 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、 山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦 平成二十年五月

平成二十年四月十八日

山口県知事 = 井 関 成

申請のあった年月日

平成二十年三月二十六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 称 町・人・夢づくりのみち草舎

表 者 の 名 西中

主たる事務所の所在地 萩市大字瓦町六七番地

Ξ 定款に記載された目的

年が健全に育成されるとともに、社会参加及び社会的自立をすることができる環境を 対して、デイサービスその他の事業を行うことにより、心身的ハンディを有する青少 不登校、問題行動、引きこもり等の状態にある青少年及びその家族その他関係者に

_						
	ひばり薬局	一七—一号	更生医療 育成医療及び	平成一九、	ţ	"
	コスモ薬局	山口市泉都町一番三号	"	"	五	"
	こころ薬局	" 矢原町三一	"	"	六	"
の現定こより、欠のにお	有限会社岡薬局	″ 平井七二四の一	"	"		"
	そよかぜ薬局	萩市大字東浜崎町九四	"	平成二〇、	<u>_</u>	"
書類は、平成二十年六月	三栄堂薬局	一七号防府市石がロー丁目四番	"	平成一九、	六	"
民局において公衆の縦覧	めばえ薬局	番一三号 田尻一丁目一二	"	"		"
	ムーン薬局高井店	二 大字高井六九三の	"	平成二〇、	_`	"
井関成	岩国さくら薬局	番五号岩国市藤生町二丁目二三	11	平 成 九 、	ţ	"
	店をうごう薬局中津町	番一七号 "中津町一丁目一九	"	"		"
主たる事務所の所在地	みき薬局	一○号 錦見六丁目一三番	"	"	<u></u>	"
	有限会社玖珂薬局	一〇 玖珂町四九三八の	"	平成二〇、		"
_	フタミ薬局	番一一号	"	"	"	"
	レインボー 薬局	〇号 光市浅江三丁目一七番二	"	平成一九、	Ύ	"
及び全国的なネットワーからし、	トータス薬局光店	の四 室積中央町三四五五	"	平成二〇、		"
り及び文化振興に寄与す	ハート薬局	長門市東深川一三八四の	"	平成一九、	五	"
	ひまわり薬局大神店	三号。周南市大神四丁目一一番	"	"	ţ	"

第 1948 묵

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第十条第一項

(一六七)特定非営利活動法人の設立の認証の申請

整備すること。

平成二〇

指 定

年

月

日

テーションつばさ 自遊の街訪問看護ス

防府市自力町三番二七号 居八五一の二大島郡周防大島町大字土

11

六

11

_

井

関

成

みかん薬局

のぞみ薬局

秋本薬局厚狭店

六三の一山陽小野田市大字厚狭四

11

Ą

竜王薬局

三六七五の三

"

11

"

11

Q

六一〇六の八一

大字小野田

11

"

三七立方メートル 廃棄物等の保管施設の容量

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 名又は 名 称 開店時刻

株式会社ハロー デイ 午前九時

> 閉店時刻 午後一一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の自動車の出入口の数 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 三箇所

届出年月日

午前六時から午後九時まで

(一七〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、

て公衆の縦覧に供します。 ら同年八月十八日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年四月十八日か 山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課におい

平成二十年四月十八日

山口県知事 = 井 関

成

名称 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスリ岩崎チェーン萩土原店

所在地 萩市大字土原三八三の六

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社岩崎宏健堂

代表者の氏名

周南市福川三丁目一八番二二号

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏 河戸憲一郎

所

氏

名

又 は

名 称

住

四四平方メートル

代表者の氏名

平成二十年四月十八日

山口県知事 _ 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス小野田店 山陽小野田市高栄一丁目六六〇二の二

意見の概要

(一七二) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地

平成二十年四月十八日

山口県知事

=

井

関

成

土地改良区の名称 監理 事事 の 別

寍 事

氏 名

住

福原

所

男 周南市大字中野四九九

山田 豊 11 八二六

住

所

監理 事事 の 別

氏

名

監

事

山田 福原

男 豐 周南市大字中野四九九 " 八二六

(一七三) 土地改良事業の工事の完了の届出

次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、

平成二十年四月十八日

事業の名称 工事着手時期

た者の名称又は氏名土地改良事業を行っ

商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

山口県知事 井 関

成

工事完了時期

(一七六) 周南都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

たので、 都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第 下松市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による周南 同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供し 一項に規定する図書の写しの送付があっ

平成二十年四月十八日

山口県知事 _ 井

関

成

都市計画の種類及び名称

周南都市計画地区計画山田地区地区計画

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一七七) 周南都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧

す 用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供しま 条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準 る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画高度利用地区の変更に係る同法第十四 下松市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用す

平成二十年四月十八日

山口県知事 =井 関

成

都市計画の種類及び名称

周南都市計画高度利用地区 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一七八) 周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、 る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦 下松市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す 同法第二十一条第二項

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

Щ 県 公

安

委

員 슾

審査の種類

技能検定員審査 (大型)及び技能検定員審査 (中型)

審査の日時及び場所

=

井

関

成

ら午後五時十五分まで 日時 平成二十年五月十九日 (月曜日) 及び同月二十日 (火曜日) の午前九時か

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

く。) の午前八時三十分から午後五時十五分まで びに国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) に規定する休日を除 平成二十年五月一日 (木曜日) から同月九日 (金曜日) まで (日曜日及び土曜日並

兀 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。 技能検定員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

_

井

関

成

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審查手数料

額) に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ二万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた

消印をしないこと

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 四千百五十円 技能検定員として必要な自動車の運転技能 四千百五十円 瀬 ず る 額 本 田 国 減 ず る 額			
調ず	=	_	
調ず	自動車の運転技	技能検定員とし	審
調ず	能に関する観察	て必要な自動車	查
減ず	及び採点の技能	の運転技能	細
す			目
			減
四 七 千 五 十 円 円			ず
五 五 五	七千	四千百	る
	五 十 円	五 十 円	額

円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更 に三百円を減ずるものとする。 に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 技能検定の実施に関する知識 自動車教習所に関する法令についての知識 教則の内容となっている事項 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二 二千百五十円 二千百五十円 一千二百円 一千二百円

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること
- この審査についての問合せは、 二九〇〇) にすること 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

審査の種類

技能検定員審査 (普通)

二 審査の日時及び場所

- から午後五時十五分まで 日時 平成二十年五月二十日 (火曜日)及び同月二十一日 (水曜日)の午前九時
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五 平成二十年五月一日 (木曜日) から同月九日 (金曜日) まで (日曜日及び土曜日並

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

- 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
- 六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

者であるときは、 しないこと。 する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、 二万五百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額) 消印を

	_	備	六	五	四	Ξ	=	_	
する。審査細目について	ついての審査のい普通自動車免許	考	自動車の運転技	技能検定の実施に関する知識	自動車教習所に	教則の内容となっている事項	自動車の運転技	技能検定員とし	審
の審査のいずれを	ずれをも免除されに係る技能検定員		自動車の運転技能の評価方法に関する知識	に関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	っている事項	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	查
する。審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものと	ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に		する知識		ての知識		び採点の技能	運転技能	細
めるときは更	足に九百五十9る者が一及								目
に三百	円を、し								減
円 を 減	三及び			T			六	 	ず
ず る も	四に掲って		_	千九百五十円	 壬	壬	六千七百五十円	三千九百五十円	వ
の と	が目るに		二 千 円	十円	千 九 百 円	千 九 百 円	十円円	十円円	額

その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

五

兀

審査の種類

及び技能検定員審査 (牽引) 技能検定員審査 (大特) 、技能検定員審査 (大自二) 、技能検定員審査 (普自二)

二 審査の日時及び場所

時から午後五時十五分まで 日時 平成二十年五月二十一日 (水曜日)及び同月二十二日 (木曜日)

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

(定期)

びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五 時十五分まで 平成二十年五月一日 (木曜日) から同月九日 (金曜日) まで (日曜日及び土曜日並

審査申請書の提出先 |口市小郡下郷三五六〇の二

山口県警察本部運転免許課

提出書類 技能検定員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示

Щ

П

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

印をしないこと。 相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、 る者であるときは、それぞれ一万四千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に 一万四千百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され 消

_	
技能検定員として必要な自	審
して必要な自動車	查
卑の運転技能	細
	目
	減
	ੂ ਰੋ
千三百	る
五十円	額

		Ī
二千円	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	六
二千五十円	技能検定の実施に関する知識	五
二千百五十円	自動車教習所に関する法令についての知識	四
二千百五十円	教則の内容となっている事項	Ξ
二千二百五十円	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	=

備

の午前九

る審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるもの 目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- ―二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

審査の種類

技能検定員審査 (大型二種)、 技能検定員審査 (中型二種)及び技能検定員審査

- 審査の日時及び場所
- 日時 平成二十年五月二十三日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 審査申請書の受付期間及び時間

時十五分まで びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) の午前八時三十分から午後五 平成二十年五月一日 (木曜日) から同月九日 (金曜日) まで (日曜日及び土曜日並

審査申請書の提出先

提出書類

- 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。

県

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるとき

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

審查手数料

(定期)

証紙には、消印をしないこと 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入 除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を 二万二千四百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

□ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい □
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 一 技能検定員として必要な自動車の運転技能 細
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 一 技能検定員として必要な自動車の運転技能 審 査
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能審 査 細
查

Щ

П

れる者であるときは更に三千二百五十円を減ずるものとする。 員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定

八 その他

- 審査申請書は、 山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話○八三−九七三

山口県公安委員会告示第十一号

運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり 実施する。 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

平成二十年四月十八日

Щ 県 公

安 委 員 会

審査の種類

教習指導員審査 (大型) 及び教習指導員審査 (中型)

- 審査の日時及び場所
- 時から午後五時十五分まで 日時 平成二十年五月二十六日 (月曜日) 及び同月二十七日 (火曜日) の午前九
- 場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 審査申請書の受付期間及び時間

く。) の午前八時三十分から午後五時十五分まで びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除 平成二十年五月一日 (木曜日) から同月九日 (金曜日) まで (日曜日及び土曜日並

兀 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- 会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。 教習指導員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 上三分身像及び無背景のものとする。

六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入 除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を 一万五千六百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

証紙には、 消印をしないこと。

備	六	五	四	Ξ	=	_	
考	教習指導員として必	自動車教習所に関する	教則の内容となって	学科教習に必要な教習の技能	技能教習に必要な教習の技能	教習指導員として必	審
	教習指導員として必要な教育についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	習の技能	習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	細
	京弘		の運転に関する知識				目
							減
						四	ず
	千	千 四 百	十 四 百	千二百	 千	千 四 百	る
	千四百円	千四百五十円	千四百五十円	千二百五十円	千三百円	四千四百五十円	額

円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更 に百五十円を減ずるものとする。 に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二

その他

 (\Box)

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

審査の種類

教習指導員審査 (普通)

二 審査の日時及び場所

- 時から午後五時十五分まで 日時 平成二十年五月二十七日 (火曜日)及び同月二十八日 (水曜日)の午前九
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五 平成二十年五月一日 (木曜日) から同月九日 (金曜日) まで (日曜日及び土曜日並

時十五分まで

兀 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

提出書類

- 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

審查手数料

される者であるときは、それぞれ一万二千百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じ た額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙 一万二千百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除 消印をしないこと

	千二百円	D44	な教育についての知識	教習指導員として必要な教育についての知識	六
	千二百五十円		法令についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	五
	千二百五十円	3運転に関する知識	■■項その他自動車の	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	四
	千二百五十円		の技能	学科教習に必要な教習の技能	Ξ
	千三百五十円		の技能	技能教習に必要な教習の技能	=
	四千百円		な自動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	_
	減ずる額	目	細	審查	
'					

備

ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

その他

- 審査申請書は、 山口県警察本部運転免許課に請求すること
- この審査についての問合せは、 二九〇〇) にすること 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

審査の種類

及び教習指導員審査(牽引) 教習指導員審査(大特)、 教習指導員審查 (大自二)、教習指導員審查 (普自二)

二 審査の日時及び場所

時から午後五時十五分まで 平成二十年五月二十八日 (水曜日) 及び同月二十九日 (木曜日) の午前九

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五 時十五分まで 平成二十年五月一日 (木曜日) から同月九日 (金曜日) まで (日曜日及び土曜日並

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。

- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

審查手数料

する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印を 者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当 九千五百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される

しないこと。

	審	減	ず	る	額
_	教習指導員として必要な自動車の運転技能			千三百五十円	五 十 円
_	技能教習に必要な教習の技能			千	千三百円
_	学科教習に必要な教習の技能			千二百五十円	五 十 円
Ӥ	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識			千二百五十円	五十円円
力	自動車教習所に関する法令についての知識			千二百五十円	五十円円
一六	教習指導員として必要な教育についての知識			千百	千百五十円
備	考				

Ш

目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千百円を、四及び五に掲げる 審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものと 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

審査の種類

(普通二種) 教習指導員審査 (大型二種)、教習指導員審査 (中型二種)及び教習指導員審査

審査の日時及び場所

- 日時 平成二十年五月三十日 (金曜日) 午前九時から午後五時十五分まで
- 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五 平成二十年五月一日 (木曜日) から同月九日 (金曜日) まで (日曜日及び土曜日並 れる者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。

員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導

П

五

兀 時十五分まで

審査申請書の提出先

- 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 提出書類 教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるとき

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審查手数料

報

額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた 一万三千三百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ 消印をしないこと。

			考	備
二千七百五十円	に関する法令につい	自動車運転代行業は	この知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	_τ Ξ
二千円		技能	技能教習に必要な教習の技能	=
四千八百円		自動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	_
減ずる額	目	細	審	

Щ

その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三



山口県地域防災計画の修正

山口県地域防災計画を修正したので、その要旨を次のとおり公表します。 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) 第四十条第一項の規定により、

平成二十年四月十八日

Щ 県 防 災 会

議

修正年月日

平成二十年三月十一日

修正事項

を行った。 の大綱、災害予防計画、災害応急対策計画並びに復旧・復興計画について所要の修正 自然災害、事故災害及び地震災害に関する防災関係機関の処理すべき事務及び業務 平成二十年四月十八日発行平成二十年四月十八日印刷

発発 行行 人所

口県知事 定

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)